

# 特定空家等除却費助成制度について



甲府市



こうふ開府500年  
1519-2019

建設部 空き家対策課 237-5350

## 目的

空き家等でその周辺の住環境等を悪化させている空家等から、市民の安全・安心の確保と住環境及び良好な景観の改善を図るため、**特定空家等の速やかな除却を促進**することを目的とする。

## 定義

### ■特定空家等

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項における「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態などにあると認められる空家等」として、**本市が認定した空家等**をいう。

## 助成対象者

**特定空家等の所有者**その他これを管理すべき者(法人を除く。)。ただし法第14条第2項により「**勧告**」を行った**特定空家等は対象外**とする。

## 助成対象経費

**特定空家等の除却**、除却に係る廃材の運搬及び処分に要する経費とする。

## 助成額

特定空家等の助成対象経費に**2分の1を乗じて得た額**以下、かつ、**上限額を100万円**とする。

## 対象工事

### ■次の全ての要件を満たす工事

- ・ **建設業等の許可を受けた者**に請け負わせる除却工事であること。
- ・ **市内の施工業者**(市内に本社若しくは本店が存する法人又は市内に住所を有する個人)**を利用**し、特定空家等を除却する工事であること。
- ・ 特定空家等の**すべてを除却する工事**であること。
- ・ 他の除却費助成制度により助成金の交付を受けていない除去工事であること。

## 助成対象地域

**市内全域**とする。

## 助成開始日

**平成29年9月1日**

## 助成期間

平成29年9月1日～**平成32年3月まで**